

平成25年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

平成25年3月29日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「15県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実に適正に実施するため、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成17年3月変更）」（以下「処理計画」という。）第2部第2章2（3）ア）及び「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）に基づき、次のとおり、平成25年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象PCB廃棄物

北海道PCB廃棄物処理事業においては、次のPCB廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

| | |
|--------|--|
| トランス類 | PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの |
| コンデンサ類 | PCBを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで10kg以上のもの |
| PCB油類 | 廃PCB及びPCBを含む廃油 |

なお、漏れ・しみがあるなどのPCB廃棄物については、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が処理に向けての調査結果を踏まえて、平成25年度は引き続き処理施設改修に向けた検討を行います。

【増設施設処理対象物】

| | |
|----------|---|
| 安定器等・汚染物 | 照明器具用安定器、家電製品用コンデンサ、10kg未満の高圧トランス・高圧コンデンサ、感圧複写紙、ウエス、汚泥等 |
|----------|---|

2 処理計画

（1）当初施設処理対象物

別紙「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における搬入計画」に基づき実施することとします。

ア 搬入期間

北海道内は、全道地域を対象とし、定期修理期間を除く期間に、15県内については、各ブロックの重点搬入期間に処理を行なうこととし、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的な処理を進めるものとします。

JESCOは、計画的かつ効率的な処理を行なうため、処理にあたって、多量保管事業者（PCB廃棄物等を30台（本）以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。

イ 処理量

平成25年度の処理量は次のとおりとします。

①トランス類 406台

②コンデンサ類 7,769台

③PCB油類 151本

※PCB油類については、ドラム缶（重量150kg）の本数によりその量を示しています。

ウ 搬入期間外の処理

次に掲げるものについては、搬入期間外の地域のPCB廃棄物であっても処理ができるものとします。

①北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」という。）で調整し、緊急に処理を行う必要があると認められたとき。

②合理的な運転を行うため、JESCOから広域協議会へ搬入の要請があったとき。

(2) 増設施設処理対象物

次の方針に基づき実施することとします。

①北海道内の行政機関・学校等及び民間の少量保管事業者が保管するPCB汚染物等を優先的に搬入・処理する。

②北海道外からの搬入については、原則的に平成26年度に受け入れることとする。ただし、平成25年度にトランス・コンデンサの処理を行う民間の少量保管事業者については、PCB汚染物等についても処理を実施する。

③多量保管事業者（保管量1.5t以上）は、JESCOが保管事業者と直接交渉し、搬入のベースロードとする。

3 適正処理を推進するための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとします。

(1) 収集運搬中における緊急時連絡体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡については、「北海道PCB廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制（平成20年7月決定）」により行うものとします。

(2) PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

北海道及び15県並びにJESCOは、期限内の処理と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めるとともに、JESCOが設置する「PCB処理情報センター」において、処理施設における処理状況、環境モニタリング情報や北海道及び15県の取組などに関する情報を発信し、PCB廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

(3) 処理対象外PCB廃棄物

微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、引き続き、無害化処理認定制度に基づく処理業者の認定を進めるよう国に対して要望していくこととします。

(4) 中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理の推進

中小企業者の保管するPCB廃棄物（以下「中小企業者保管PCB廃棄物」という。）の早期処理に向けこれまで同様、北海道及び15県は、JESCOとの十分な連絡調整等を通じて、以下の取組みに対する協力を行うこととします。

- ①中小助成件数（台数）の増加、契約の加速化
- ②中小企業者保管PCB廃棄物の受け入れ枠の確保・拡充
- ③収集運搬体制の円滑化の取組の実施
- ④中期的な処理の加速化を見据えた登録の促進

(5) その他

この他、PCB廃棄物の処理にあたって必要な事項について、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。

